

9 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 山崎 奉戴	県所管部課名	エネルギー総合対策局 原子力立地対策課	
設立年月日	平成元年3月20日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		10,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	17名	1名	
	監事	3名	0名	
	職員	4名	3名	県派遣2名
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等			
経営状況 (平成20年度)	経常収益	1,599,065千円		
	経常費用	1,796,250千円		
	当期経常増減額	197,185千円		
	当期一般正味財産増減額	196,058千円		

2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月20日、当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄付金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に当法人の事業は基本財産1千万円(県出捐金)、基金50億円(電気事業連合会からの寄付金)、借入金50億円(利息は日本原燃株式会社負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 事業の選択と助成の集中の推進

県内の市町村、産業団体、地域団体が行う地域活性化や産業振興等に資する事業に関し、その事業費を助成する「地域・産業振興プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」という。)については、より効果が期待できると考えられる事業に重点的に助成を行うよう、当法人が取組を進めてきたところであるが、平成20年度の報告書では、「今後も引き続き、事業の選択と助成の集中を進める」よう提言するとともに、この取組を進めるに当たっては、申請しても採択されない事業がこれまでよりも増えていくことも考えられたことから、「事業の審査基準を明確にするとともに審査過程を透明化することにより、審査の公平性を示す必要がある」ことを提言していた。

当法人からは、これらの点のうち、事業の選択と助成の集中の推進については、前年度に引き続き、「雇用の確保」や「起業化」に結びつくことが期待できる事業及び東北新幹線全線開業に対応した事業を優先的に採択し重点的に助成を行ったこと、これに伴い、イベント事業及びこれまで長期にわたり支援してきた事業の相当数を見送ったことが説明された。また、事業の審査基準の明確化については、助成事業の募集に当たって、「雇用の確保」及び「起業化」に結びつくことが期待できる事業を重点的に支援することや「成果目標が数値で示されており事業効果がトレースできるものを優先する」ことなどを記載内容とする事業採択の方針を示していること、審査過程の透明化については、応募のあった事業の採択・不採択の理由等がわかるように記載した審査結果を記録として残すこととしたことが説明された。

事業の選択と助成の集中については、平成19年度実施事業から、助成事業の件数を絞り込むとともに、助成金額の上限を廃止して、プロジェクト支援事業が効果的に機能するよう努めており、当委員会としては、その取組を評価するものである。また、事業の審査基準の明確化及び審査過程の透明化については、一定の取組は行われているものの、当法人から説明のあった審査結果記録は、公開を目的として作成しているものではなく、当法人内での使用を目的として作成しているものであり、審査過程の透明化を図ったとまでは言えない状況であるので、今後、審査基準の点数化やホームページでの公表など、可能な手法等について、さらに検討していただきたい。

なお、プロジェクト支援事業のうち、財団法人むつ小川原産業活性化センターに対する助成事業及び六ヶ所村まちづくり協議会に対する助成事業については、一般助成事業とは別枠で行われているが、今後、これらの助成事業についても、さらなる事業内容の精査や事業実績の検証、会計の適正性の確認などを通じ、助成事業の効果的な実施が図られるよう取り組んでいただきたい。

(2) 他団体との協調・連携

当法人が助成を行うに当たって、他の支援を行う団体と連携・役割分担し、他団体が持つ情報や専門性を活用して、助成事業に対して一貫した支援を各段階において行うことができれば、当該助成事業を確実にステップアップさせていくことが可能となるのではないかと期待されることから、当委員会では、他団体との協調・連携の必要性について、これまで、提言を行ってきたところである。

これを受け、当法人においては、財団法人21あおもり産業総合支援センターや県の地域県民局等との連携を図るなど、取組を進めてきたところであるが、さらに県内の3大学（弘前大学、青森公立大学、八戸大学）を訪問し、当法人の事業をPRするとともに、今後の連携についての協議を行ったこと、また、このような取組の結果、平成21年度実施のプロジェクト支援事業に係る応募件数は、平成20年度より30件増の163件となっており、効果があらわれてきていると認識していることが説明された。

他団体との協調・連携については、対象を広げることにより、幅広い分野における助成事業の掘り起こしが期待されることから、今後も取組を進めることを望むものである。

(3) 当法人のあり方の検討

当法人の常勤役職員は、理事長及び職員3名の合計4名のみであり、助成事業の掘り起こし、助成事業実施期間中のフォローアップ、助成成果の検証について、当法人のみで十分に実施することは困難であると考えられたことから、平成20年度の報告書では、「今後は、当法人がより効果的な助成事業を実施していくためにはどのような体制が望ましいのかについて、検討を進める必要がある。特に、財団法人21あおもり産業総合支援センターに関しては、産業振興の事業を行っているという点では、当法人と方向性が同一であることから、当法人のあり方については、両法人の実施事業を互いに補完し合うことができるよう業務連携を進めつつ、財団法人21あおもり産業総合支援センターとの統合を一定の視野に入れ、引き続き所管課及び関係団体と検討を進めていく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、より効果的・効率的な事業実施を図るため、財団法人21あおもり産業総合支援センターとの業務連携強化を検討していること、そのひとつとして、平成20年度末には、財団法人21あおもり産業総合支援センターの職員を当法人のプロジェクト事業検討委員に委嘱しており、今後の助成事業の採択に当たって、同センターの知見・ノウハウを活かしてもらおうこととしたことが説明された。

財団法人21あおもり産業総合支援センターとの統合については、当法人としては、現在のところ、実現は困難と考えているとのことであるが、同センターとの業務連携強化により効果的・効率的な事業実施を図ろうとしているのであれば、その目的を達成するため、両法人それぞれが事業を実施するに当たって互いに補完し合うための仕組みや役割分担等について、しっかりと検討を深める必要がある。

(4) 財産運用に係る体制の整備

当法人の経営は、そのほとんどが運用財産(100億円)の利息収入並びに電気事業連合会及び日本原燃株式会社からの寄付金により行われており、当法人は、事業及び法人運営に必要な財源を確保するため、金利変動の傾向を考慮しながら、基金を運用している長期国債の集約化や買換、定期預金の入札による切替を行うなど、運用財産の効率的な運用に努めてきたところであるが、平成19年度の点検評価において、当法人では資金運用に係る規程等が整備されておらず、国債買換に当たっては、大手証券会社からのアドバイスを受けながら理事長と事務局長が協議し、買換を行う額やタイミングを判断して決定していたことが確認されたことから、平成19年度の報告書において、財産運用に係る体制の整備が必要であることを提言したところである。

その後、平成20年度の点検評価において、当法人が平成20年3月に資金運用管理規程を整備したことが確認されたが、整備した規程の内容は最低限必要な部分のみを定めた非常に大まかなものであり、また、当該規程中にある「資金運用委員会」の構成等の具体的な運用部分が定まっていないなど、当法人の財産運用に係る体制の整備については、まだ不十分な状況にあると考えられたことから、平成20年度の報告書では、「今後は、「資金運用委員会」の構成等の具体的な運用部分について早期に決定するとともに、必要に応じて当該規程の内容についての見直しを行うなど、当該規程を実効性あるものとし、財産運用に係る体制の整備に努める必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、当法人の理事長を委員長とし、これに地元2銀行から各1名、大手証券会社2社から各1名、税理士1名、当法人の事務局長を加えた合計7名の委員で構成する「資金運用委員会」を平成21年5月に設置したこと、今後有価証券の買換等を行う際には、基本的にこの「資金運用委員会」を開催し、委員の意見を聞いた上で、最終的には理事長が運用を判断することとしたことが説明された。また、資金運用管理規程については、今年度、運用できる預金及び有価証券の種類を追加するとともに、有価証券による運用を行う場合の留意点をこれまでよりも詳細に定める内容の改正を行ったことが説明された。

言うまでもなく、資金の運用は、当法人の経営上非常に重要な事項であり、当委員会としては、今回整備した体制を当法人が適切に運用し、当法人の健全な経営が今後も維持されることを期待するものである。